



京都市条例指定特定非営利活動法人 第5号

指定証

特定非営利活動法人 劇研 様

貴法人は、京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例に指定された特定非営利活動法人であることを証します。

この指定により、貴法人の特定非営利活動に係る事業に関連して、京都市民の方が行う寄附については、本証発行の日から5年間、京都市個人市民税の寄附金税額控除の対象となります。

平成26年6月2日

京都市長 門川 大作

